

広島県訓令第3号

本 庁
地 方 機 関

広島県決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十一年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県決裁規程の一部を改正する訓令

広島県決裁規程（昭和三十八年広島県訓令第32号）の一部を次のように改正する。

第二条中第十九号を第二十一号とし、第十五号から第十八号までを二号ずつ繰り下げ、第十四号の次に次の二号を加える。

十五 地域支え合い担当課長 職の設置規則別表第一号の表職名の欄に掲げる地域支え合い担当課長をいう。

十六 ため池・農地防災担当課長 職の設置規則別表第一号の表職名の欄に掲げるため池・農地防災担当課長をいう。

第八条第六項中「子供未来戦略担当課長」の下に「、地域支え合い担当課長、ため池・農地防災担当課長」を加え、同条中第七項を削り、第八項を第七項とし、第九項を第八項とし、第十項を第九項とする。

第九条第三項の表中

危機管理監	主務課長	幹事課長等
-------	------	-------

を

危機管理監	主務部長（所掌に属する事務に限る。）	主務課長
	主務課長	幹事課長等

に改める。

別表第三総務局の部税務課の項課長専決事項の欄に次の一号を加える。

八 自動車重量譲与税法（昭和四十六年法律第九十号）第五条の規定による自動車重量譲与税の額の算定に用いる資料の提出

別表第三地域政策局の部都市圏魅力づくり推進課の項を削り、同表環境県民局の部環境県民総務課の項局長専決事項の欄に次の一号を加える。

二 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第四十九号）第十三条第一項及び第十九条第三項の規定による裁定

別表第三農林水産局の部就農支援課の項課長専決事項の欄第一号(七)中「第四十三条第二項」を「第四十一条第二項」に改め、同部農業基盤課の項課長専決事項の欄第一号(三)中「第二十九条の三第一項」を「第二十九条の四第一項」に改め、同号(四)中「第三十六条第八項」を「第三十六条第九項」に改め、同号(五)から(六)までを次のように改める。

(五) 第八十七条第八項（第八十八条第十項及び第八十九条の二第四項において準用する

場合を含む。）の規定による審査請求に対する裁決

(五) 第八十七条の五第一項の規定による応急工事の決定

(六) 第八十八条の規定による県営土地改良事業計画の変更の決定

別表第三土木建築局の部用地課の項局長専決事項の欄に次の一号を加える。

二 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第三十二条第一項及び第三十七条第三項の規定による裁定

別表第三土木建築局の部都市計画課の項局長専決事項の欄第一号中「都市計画法」の下に「（昭和四十三年法律第百号）」を加え、同号(一)中「（第十五条第一項第一号に掲げる都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関するもの及び第二号に掲げる区域区分に関するものを除く。 (三)において同じ。)」を削り、同号(五)及び(六)を削り、同欄中第二号から第五号までを削り、同項課長専決事項の欄各号を削り、同部下水道公園課の項を次のように改める。

都市環境整備課	都市計画法に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの
一 都市計画法に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの	一 都市計画法に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの
(一) 第二十九条第一項及び第二項の規定による開発行為の許可（開発区域の面積十万平方米メートル未満のものに限る。）	(一) 第二十九条第一項及び第二項の規定による開発行為の許可（開発区域の面積五万平方米メートル未満のものに限る。）
(二) 第五十九条第一項及び第四項の規定による都市計画事業の認可	(二) 第四十三条第一項の規定による建築等の許可（開発審査会の議を経るものに限る。 (五)において同じ。)
二 宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号）第八條第一項本文の規定による宅地造成工事の許可（造成面積十万平方米メートル未満のものに限る。）	(三) 第三十五条の二第二項の規定による変更許可
三 土地区画整理法に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの	(四) 第四十三条第一項の規定による建築等の許可（開発審査会の議を経るものに限る。 (五)において同じ。)
(一) 第四条第一項及び第五十一条の二第一項の規定による事業の施行の認可	(五) 第四十三条第三項の規定による建築等に係る協議
(二) 第十三条第一項	(六) 第四十五条の規定による地位の承継の承認
	(七) 第六十三条第一項の規定による事業計画の変更の認可
	(八) 第六十四条第一項の規定による地位の承継の承認
	(九) 第八十条第二項の規定による技術的援助
	二 旧住宅地造成事業に関する法律（昭和三十九年法律第百六十号）に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの
	(一) 第十条第一項の規定による事業計画又は工事施行者の変更の認可
	(二) 第十一条第二項の規定による事業主の地位の承継の届出の受付
	(三) 第十二条第三項の規定による工事完了の公告
	(四) 第十六条の規定による住宅地造成事業の廃止の届出の受付

- の規定による事業の廃止及び終了の認可
- (三) 第十四条第一項及び第二項の規定による設立の認可
 - (四) 第四十五条第二項の規定による解散の認可
 - (五) 第五十一条の十一第一項の規定による合併、分割又は事業の譲渡及び譲受けの認可
 - (六) 第五十一条の十三第一項の規定による事業の終了の認可
 - (七) 第五十二条第一項後段の規定による設計の概要の認可
 - (八) 第七十一条の二第一項の規定による施行規程及び事業計画の認可
 - (九) 第二百二十四条第一項、第二百二十五条第三項及び第二百二十五条の二第三項の規定による処分の取消し、変更又は停止
- 四 都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの
- (一) 第七条の九第一項の規定による施行の認可
 - (二) 第七条の二十第一項の規定による事業の終了の認可
 - (三) 第十一条第一項及び第二項の規定による設立の認可
- (五) 第十九条の規定による報告の徴取及び資料提出の要求並びに勧告
- 三 宅地造成等規制法に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの
- (一) 第八条第一項本文の規定による宅地造成工事の許可（造成面積五万平方メートル未満のものに限る。）
 - (二) 第十一条（第十二条第三項において準用する場合を含む。）の規定による宅地造成工事協議
 - (三) 第十二条第一項の規定による宅地造成に関する工事の計画の変更の許可
- 四 土地区画整理法に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの
- (一) 第十条第一項の規定による規準、規約又は事業計画の変更の認可
 - (二) 第十一条第四項の規定による規約の認可
 - (三) 第十四条第三項の規定による事業計画の認可
 - (四) 第三十九条第一項の規定による事業計画の変更の認可
 - (五) 第四十一条第四項（第七十八条第四項及び第一百十条第七項において準用する場合を含む。）の規定による滞納処分の認可
 - (六) 第四十九条の規定による決算報告の承認
 - (七) 第五十一条の十第一項の規定による規準又は事業計画の変更の認可
 - (八) 第五十五条第十二項の規定による設計の概要の変更の認可
 - (九) 第七十一条の三第十四項の規定による施行規程又は事業計画の変更の認可
 - (十) 第七十五条の規定による技術的援助
 - (十一) 第八十六条第一項の規定による換地計画の認可
 - (十二) 第九十七条第一項の規定による換地計画変更の認可
 - (十三) 第二百二十四条第二項、第二百二十五条第四項及び第二百二十五条の二第四項の規定による認可の取消し
- 五 都市再開発法に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの
- (一) 第七条の十六第一項の規定による規準、規約又は事業計画の変更の認可
 - (二) 第七条の十七第四項後段の規定による規約の認可
 - (三) 第七条の十九第一項及び第五十条の第十四第一項の規定による審査委員の承認

-
- (四) 第四十五条第四項の規定による解散の認可
 - (五) 第五十条の二第一項の規定による規準及び事業計画の認可
 - (六) 第五十条の十二第一項の規定による再開発会社の合併若しくは分割又は事業の譲渡及び譲受けの認可
 - (七) 第五十条の十五第一項の規定による事業の終了の認可
 - (八) 第五十一条第一項後段の規定による設計の概要の認可
 - (九) 第五十八条第一項の規定による施行規程及び事業計画の認可
 - (十) 第七十二条第一項後段の規定による権利変換計画の認可
 - (十一) 第九十八条第二項の規定による代執行
 - (十二) 第一百二十二条の規定による事業代行の開始の決定
 - (十三) 第一百十八条の六第一項後段の規定による管理処分計画の認可
 - 五 農住組合法（昭和五十五年法律第八十六号）に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの
 - (一) 第四十八条第二項の規定による定款又は事業基本方
-

- (四) 第十一条第三項の規定による事業計画の認可
 - (五) 第三十八条第一項の規定による事業計画の変更の認可
 - (六) 第四十一条第三項の規定による滞納処分の認可
 - (七) 第四十九条の規定による決算報告の承認
 - (八) 第五十条の九第一項の規定による規準又は事業計画の変更の認可
 - (九) 第五十六条において準用する第五十一条第一項後段の規定による事業計画の変更の認可
 - (十) 第五十八条第一項の規定による施行規程又は事業計画の変更の認可
 - (十一) 第七十二条第四項において準用する同条第一項後段の規定による権利変換計画の変更の認可
 - (十二) 第九十九条の三第三項の規定による特定建築者の承認
 - (十三) 第一百七十七条第三項の規定による財産の処分等に関する計画の承認
 - (十四) 第一百八条の六第四項において準用する同条第一項後段の規定による管理処分計画の変更の認可
 - (十五) 第二百二十四条の二第一項、第二百二十五条第三項、第二百二十五条の二第三項及び第二百二十六条第一項の規定による処分の取消し及び必要な措置の命令等
 - (十六) 第二百二十四条の二第二項、第二百二十五条第四項及び第二百二十五条の二第四項の規定による認可の取消し
 - (十七) 第二百二十九条の規定による技術的援助
 - (十八) 第二百三十三条第一項の規定による管理規約の認可及び同意
 - 六 農住組合法に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの
 - (一) 第九条第一項の規定による交換分合計画の認可
 - (二) 第三十三条の六の規定による仮理事の選任
 - (三) 第八十三条第二項の規定による業務の停止及び役員の変更命令
 - (四) 第八十四条の規定による解散命令
 - 七 電線共同溝の整備等に関する特別措置法に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの（街路事業に係るものに限る。）
 - (一) 第三条第一項の規定による整備すべき道路の指定
 - (二) 第五条第二項の規定による電線共同溝整備
-

	<p>針の変更の認可</p> <p>(二) 第六十七条第一項の規定による設立の認可</p> <p>(三) 第七十一条第二項の規定による解散の認可</p> <p>(四) 第七十二条第二項の規定による合併の認可</p> <p>(五) 第八十五条第一項及び第二項の規定による議決、選挙又は当選の取消し</p>	<p>計画の策定</p>
--	---	--------------

別表第六西部県税事務所長の項第四号中「広〇一九及び広〇二〇」を「(広島運輸支局所管自動車に係る自動車取得税の納付及び自動車税の払込みに係るものに限る。)(」に改め、同表東部県税事務所長の項第三号中「広〇二一」を「(福山自動車検査登録事務所所管自動車に係る自動車取得税の納付及び自動車税の払込みに係るものに限る。)(」に改め、同表厚生環境事務所長の項第三号に次のように加える。

(ハ) 第二十七条の五の規定による国又は地方公共団体との協議

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。ただし、別表第三環境県民局の部環境県民総務課の項局長専決事項の欄に一号を加える改正規定及び別表第三土木建築局の部用地課の項局長専決事項の欄に一号を加える改正規定については、平成三十一年六月一日から施行する。